令和7年 伊豆の国市教育委員会1月定例会 会議録

令和7年伊豆の国市教育委員会1月定例会

開会年月日 令和7年1月27日(月) 午後3時00分~午後4時50分

場 所 あやめ会館2階 会議室

日 程

- 1 冒頭(学校教育課長)
- 2 開 会(教育長)
- 3 会議録署名委員の決定(教育長)
- 4 会期の決定(学校教育課長)
- 5 12 月定例会会議録の承認(学校教育課長)
- 6 教育長報告(教育長)
- 7 議事日程(議事進行:教育長)

日程第1	報告第1号	令和6年伊豆の国市議会12月定例会提出議案の議決について					
日程第2	報告第2号	伊豆の国市文化財展示施設の進捗状況に関する市民説明会の					
		開催結果について					
日程第3	議案第1号	令和7年伊豆の国市議会1月臨時会の提出議案の意見聴取に					
		ついて					
日程第4	議案第2号	令和7年伊豆の国市議会3月定例会の提出議案の意見聴取に					
		ついて					
日程第5	議案第3号	伊豆の国市学校医(園医)の委嘱について					
日程第6	議案第4号	伊豆の国市学校歯科医(園歯科医)の委嘱について					
日程第7	議案第5号	伊豆の国市学校薬剤師(園薬剤師)の委嘱について					

8 閉 会(教育長)

出	席	者	教育委員会	員会 教育長			菊	池	之	利
			同	委	員		岩	田	幸	晴
			同	委	員		小	池	陽	子
			III	禾	吕		津	-	昭	ユ

同 委員 前田泰宏

説明に出席した者の職氏名

教育部長 佐藤政志

生涯学習課長 近藤卓哉

幼児教育課長 平 井 良 忠

学校教育課統括監 濵 田 晃 治

学校教育課教育支援監 南 智 春

企画課歴史・文化拠点施設整備室長 内 田 航

会議に出席した事務局の職氏名

学校教育課長 植松正輝

教育総務係長 土屋尚子

学校教育課教育総務係 野田 伊公子

9 その他(進行:学校教育課長)

① 小・中学校の児童・生徒の問題行動について

② 次回以降の定例教育委員会の開催について

■植松学校教育課長

皆さま、こんにちは。本日は、お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。 開会に先立ちまして、菊池教育長より、皆さまにごあいさつ申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■菊池教育長

本日は、4人出席しておりますので、委員会は成立しております。

ただいまより、令和7年教育委員会1月定例会を開催いたします。本日の会議録に署名する委員は、岩田委員と清水委員にお願いいたします。

■植松学校教育課長

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

会期につきましては、本日1月27日、1日のみということで処理をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■植松学校教育課長

ありがとうございます。本日1日だけということでお願いします。

次に、先月行いました教育委員会 12 月定例会開催分の会議録の報告と承認の件に入ります。

会議録の写しを配付してございます。実施日、出席者、議案の案件、議決内容、署名等の会議内容を記載してございます。こちらについては、見ていただき承認されたということで処理をさせていただきますが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■植松学校教育課長

ありがとうございます。ここで、教育長から報告事項を申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■植松学校教育課長

この後、議事に入りますが、ここからの進行は、菊池教育長にお願いいたします。

■菊池教育長

それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 報告第1号「令和6年伊豆の国市議会 12月定例会提出議案の議決について」の説明をお願いします。

■植松学校教育課長

学校教育課植松より、説明をさせていただきます。「令和6年伊豆の国市議会12月 定例会提出議案の議決について」です。

令和6年 伊豆の国市議会 12 月定例会に提出いたしました 4 件の議案について、評決結果を報告させていただきます。

資料1ページをお願いします。

はじめに、令和6年度伊豆の国市一般会計補正予算(第6号)であります。教育委員会分における内容といたしましては、学校給食施設維持補修事業の繰り越し予算、また、令和7年度の事業執行に係る債務負担予算の計上7件、保育園、こども園及び図書館に係る人件費、体育施設の維持補修事業費の補正が主な内容となります。このことについて、議決をいただいております。

2件目、資料2ページ、議案第96号一般会計補正予算(第7号)につきましては、 長岡南小学校の土地の一部を売り払うとともに、売却益により新たに駐車場用として 代替地を求め、かつ駐車場を整備するための手続及び関連予算に係るもので、いずれ も原案通り可決されましたので報告いたします。

3件目、資料3ページ、議案第90号「伊豆長岡温水プールの指定管理の指定について」指定管理者として有限会社伊豆スイムサポートについて、議決をいただいております。

次に、4件目、4ページの議案第91号から8ページ目までの5件、かねてよりご報告をさせていただいておりました、総合体育館臨時駐車場で発生いたしました倒木による車両破損事故の処理について、5件の和解が整いましたことについて、議決をいただいたものです。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。 よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第2 報告第2号「伊豆の国市文化財展示施設の進捗状況に関する 市民説明会の開催結果について」の説明をお願いします。

■内田企画課歴史・文化拠点施設整備室長

企画課歴史文化拠点施設整備室の内田です。よろしくお願いいたします。

報告第2号「伊豆の国市文化財展示施設の進捗状況に関する市民説明会の開催結果について」説明します。資料1ページをお願いいたします。

こちらは、令和7年1月9日に開催されました市議会全員協議会で配布した資料と同じものとなっております。市民説明会は、令和6年12月17日午後3時からと午後7時からの2回開催しております。参加人数は、第1回目が27人、第2回目が19人でした。説明の内容は、文化財展示施設の建物の概要、文化展示施設の展示概要、1階に市民交流スペースといったものを作るのですが、そちらの概要と想定活用方策の説明をいたしました。こちらの施設は、皆さんに無償ボランティアといった形のサポーター制度を創設して運営管理していきたいと考えておりますので、最後にサポーター制度の説明をさせていただきました。

以上4項目の説明をして、参加者には概ねご理解いただけたと考えております。 また、お配りしてある資料の後段には、いただいた主な意見を記載してあります。 このご意見は、今後文化展示施設でも、運用でも活用していきたいと考えております。 説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

■前田委員

主な意見の「市民ボランティアの力をどのように活用していくのか」という質問に 関しては、そのサポーター制度の説明をした後でこの意見が出たのでしょうか。

■内田企画課歴史・文化拠点施設整備室長 そうですね。

■前田委員

さらに違ったものが有るということですか。

■内田企画課歴史・文化拠点施設整備室長

企画課で考えているサポーターというのは、基本的にあくまで無償ボランティアです。今、実際その文化財に関わるものですと、有償だったりするものもあったりして。そういった無償ではないけれども、今協力してくださっている方々をどのように活用するかという質問を受けたことになります。ほかにも例えば火起こし体験とか、今も無償でやっていただいている方々もいらっしゃいます。皆さん文化財的なものを想像されるかと思うのですが、このサポーターは、あくまで今ある自分の知識を活かしていただくボランティアと考えています。ですので、皆さんにかたくならずにやっていただきたいといったところを説明させていただきました。以上です。

■前田委員

そうすると、今やっている火起こし体験等の方々は引き続きやってもらうようなか たちになるという予定でしょうか。

■内田企画課歴史・文化拠点施設整備室長

こういったものも先に出してしまうと、今ボランティアのようなかたちでやっている方々のなかにはお気を悪くされる方もいらっしゃいますので、あらかじめ、このようなことを考えているということは少しお話させていただいております。

■前田委員

ありがとうございます。

■菊池教育長

続きまして、日程第3 議案第1号「令和7年伊豆の国市議会1月臨時会の提出議案の意見聴取について」の説明をお願いします。

■内田企画課歴史・文化拠点施設整備室長

企画課歴史文化拠点施設整備室の内田です。「伊豆の国市文化財展示施設建設工事 請負契約の締結について」説明いたします。

資料3ページの根拠法令をご覧ください。

工事の契約につきましては、地方自治法第96条第1項5項の規定並びに、伊豆の国市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めることとされております。本工につきましては、予定価格が1億5000万以上の工事に該当するため、議案提出前に教育委員会に意見聴取を行うものであります。

資料2ページをご覧ください。

工事の名称は、令和6年度歴史・文化拠点施設整備事業伊豆の国市文化財展示施設 建設工事となっております。工事の場所は伊豆の国市四日町地内、詳細としては韮山 時代劇場南側大駐車場の中につくります。

工期は議決日の翌日、臨時議会を1月31日に予定しておりますので、その翌日から令和8年3月27日となっております。契約の金額は6億4680万円となっております。

契約の相手方は山本建設株式会社伊豆の国営業所になりました。契約の方法は制限付き一般競争入札で行いました。企画課で想定していた入札見込み業者数 49 社に対しまして、応札業者は7社ございました。なお、全ての応札業者が予定価格内に入っており、その中で一番安価である山本建設株式会社伊豆の国営業所に決定したものであります。この、入札の落札率につきましては84.72%でありました。以上となります。

■近藤生涯学習課長

生涯学習課近藤です。続きまして、「損害賠償の額の決定及び和解について」説明させていただきます。

資料6ページの根拠法令を見ていただきたいと思います。

損害賠償額の決定及び和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるとされております。損傷した車両は1件50万円を超えているため、専決処理ができないものとなります。

それでは6ページに戻りまして、損害賠償の内容をご覧ください。

損害賠償の相手は、富士宮市の渡邉竜一様で、損害賠償の金額は 187 万円となります。和解事項をご覧ください。この和解によるもののほか、今後、本件については、裁判上、裁判外においても一切の請求を行わないとして和解を進めています。その他ですが、この和解に係る損害賠償金については、本市が加入している全国町村会総合賠償補償保険の適用となり、全額補てんされます。なおこの案件で損害を与えた車両9台のうち全ての損害賠償ができることとなります。

また事故以降、事故の再発防止のため、長岡体育館臨時駐車場内で危険と思われる場所にロープを貼ることにより利用制限し、利用者に安全な場所へ駐車するようお願いをしているところであります。以上で説明を終わります。

■菊池教育長

「令和7年伊豆の国市議会1月臨時会の提出議案の意見聴取について」で「工事請 負契約の締結について」と「損害賠償の額の決定及び和解について」の説明がありま したが、市長に述べる意見はありますか。

■委員一同

(意見なし)

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。「令和7年伊豆の国市議会1月臨時会の提出議案の意見聴取について」は原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

「令和7年伊豆の国市議会1月臨時会の提出議案の意見聴取について」は承認された旨を市長へ回答します。

続きまして、日程第4 議案第2号「令和7年伊豆の国市議会3月定例会の提出議案

の意見聴取について」の説明をお願いします。

■植松学校教育課長

学校教育課植松です。

日程第4議案第2号令和7年伊豆の国市議会3月定例会の提出議案の意見聴取について、これより説明をさせていただきますが、大きく三つにわかれております。

それぞれ間で、ご質疑のみを提示したいと考えております。

初めに表紙になりますけれども、予算議案を除く案件といたしまして3件ございます。

「伊豆の国市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、「権利の放棄について」学校給食費同じく幼稚園給食費という3件となります。それぞれ所管いたします担当課長より説明をいたさせます。

■平井幼児教育課長

幼児教育課平井です。それでは「伊豆の国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

資料5ページをご覧ください。

改正の趣旨ですが、市内の小規模保育事業所等における設備や運営に関する基準は、 国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に沿って、市の条例で定めており、 このたび、国の基準が改正されたことを受け、伊豆の国市家庭的保育事業等の設備及 び運営に関する基準を定める条例の一部を改正します。

改正の内容ですが、改正点は2つあります。

最初に、保育士・保育従事者の配置基準の見直しでありますが、現行の基準では、保育士1人あたりの相当する子どもの数が多く、安全確保についての懸念があったこと。また多くの子どもを担当することで保育士の負担が増大していることを鑑み、保育の質の向上を目的に配置基準の見直しが行われました。条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項は、家庭的保育事業を実施する事業所の保育士の配置基準を規定しており、現行の「満3歳以上満4歳未満の児童おおむね20人につき1人以上」を「満3歳以上満4歳未満の児童おおむね15人につき1人以上」に改正します。「満4歳以上の児童おおむね30人につき1人以上」を「満4歳以上の児童おおむね25人につき1人以上」にそれぞれ改正するものです。

この改正により、これまで以上の職員等を確保する必要性が生じ、教育及び保育の 提供に支障を及ぼすおそれがあるため、当分の間は、改正前の基準が効力を有する経 過措置が設けられております。 次に、栄養士の配置等を求めている部分に管理栄養士を追加する見直しがございました。これまで、管理栄養士国家試験は栄養士の免許を持つ者しか受験することが出来ませんでしたが、改正後は、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許が不要になったことに伴い、条例第16条第1項に管理栄養士を追加するものです。

附則として、この条例の施行日は、公布の日からとしますが、栄養士の配置等を求めている部分に管理栄養士を追加する規定は令和7年4月1日からとします。説明は以上です。

■菊池教育長

ただいま幼児教育課長から説明がありましたが、市長に何か述べる意見はございますか。

■菊池教育長

よろしいでしょうか。

それでは次に進みたいと思います。「権利の放棄について」説明をお願いします。

■植松学校教育課長

学校教育課植松です。

「権利の放棄について」といたしまして、学校教育課では学校給食費になります。 昨年度も一部完了している案件をお諮りしたところですけれども、今年度はそれ以 降のものとなります。これまで未納となっております学校給食費は、いわゆる債権と いう形でございますけれども、回収に向けて取り組みを進めてまいりました。手紙等 によって催告を続けてきたのですけれども、実際お返事等もなく、また不在、そして 居所不明等もありますけれども、徴収が実質的に困難となっているものについて、今 回取りまとめをさせていただきました。こちらについて、地方自治法の第96条第1項 の第10号によりまして、議決が必要となることから3月の市議会へお諮りしたいと考 えておるものでございます。

放棄する権利につきましては、債務者が現状 60人。債権額としまして、357万 2634円となります。内訳につきましては資料 11ページの表になりますけれども、平成 12年度から 27年度まで債権上のリスト整理含め、ここにきて整理がつきましたので、重ねてになりますが 357万 2634円の 60件分、60人分の提出をさせていただきたいというものでございます。説明は以上となります。

■菊池教育長

それでは、幼稚園給食費の説明をお願いします。

■平井幼児教育課長

幼児教育課平井です。幼稚園給食費の「権利の放棄について」ご説明いたします。 未納となっている幼稚園給食費の債権については、回収に向けてこれまでも催告等 を続けておりましたが、徴収が実質的に困難となっているものについても、不能欠損 せずに累積している状況にあります。適正な債権管理を行う観点から、未納となって

せずに累積している状況にあります。適正な債権管理を行う観点から、未納となっている幼稚園給食費のうち、一部を不能欠損処分することとし、当該債権の権利の放棄を行うことについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めます。

昨年も実施しましたが、昨年は主に平成 16 年度からの未納のうち、生活保護の方、破産された方等の債権回収が不能となった方を主に不能欠損いたしました。今年度は、時効を過ぎ、かつ市外に転出をした方で催告を行いましたが、支払う意思を確認できない方を主に不納欠損の対象とする方針です。

放棄する権利は、幼稚園給食費債権で、対象者は6人、債権額は136,800円となります。理由は、時効である5年を経過し、その間、催告等を行っても納付や納付相談もなく、債務者が市外に転出している等により、債権回収が著しく困難であるためです。内訳は、資料14ページをご覧ください。平成24年度から平成30年度までを対象とし、うち複数年にまたがる債務者は3人です。説明は以上となります。

■菊池教育長

ただいま学校給食費と、幼稚園給食費の権利の放棄について説明がございましたけれども、市長に述べる意見はございますか。

■岩田委員

学校給食費は 60 人で、複数年度にまたがる債務者が 36 人ということなのですけど も、ひとりのお子さんが複数年にまたがってるケースもあるでしょうし、兄弟関係も 重なっているご家庭もあるという理解でよろしいですか。

■植松学校教育課長

今、岩田委員からのご質問ですけれども、お見込みのとおりでございます。端的に申しますと、それぞれ保護者名で登録をされておりますが、当然ですが学校ですので、小・中にまたがって兄弟がいたりということです。その件数でいきますと、一件一件という勘定になりますが、今回は債務者ということですので、その代表保護者に相当するものが 60 人ということで提出させていただくものであります。

■菊池教育長

よろしいでしょうか。

それでは次の説明に移りたいと思います。

「令和6年度伊豆の国市一般会計補正予算(第8号)案(教育委員会関係分)に係る教育委員会の意見聴取について」説明をお願いします。

■植松学校教育課長

学校教育課植松です。それでは、補正予算第8号案についてお手元の資料をもとに 説明をさせていただきます。

初めに述べさせていただきますが、今回の補正予算は主に職員の給与、手当等の見直しに係る人件費の補正。そして、事業完了に伴う契約の差額等不用額の減額等が大きなものとなります。

それでは、資料 18 ページの歳入をご覧ください。順番で説明をさせていただきますけれども、14 款使用料及び手数料、1 項使用料の 7 目教育費使用料です。右の説明欄です。反射炉入場料ですが、当初予定をしておりました韮山反射炉の入場料に見込みとの差異が出たものですから減額をするものです。

そして次の15 款国庫支出金、2 項国庫補助金の総務費補助金になります。物価高騰 対応重点支援地方創生臨時交付金とございますけれども、こちらについては、給食費 の物価高騰分に一部活用されておるものです。そして次の欄になります。教育費補助 金です。説明欄のみ読ませていただきますが、小学校学校施設環境改善交付金。次の、 中学校学校施設環境改善交付金、学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金。これら は事業の完了または見込み等を見直しまして、不用額となったものに対する歳入を減 額をするものです。

続いて16款県支出金になりますけれども、説明欄、学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金です。こちらは事業見直しの結果、いただくべきであった63万4千円を受けないとする減額です。続いて、寄附金になります。教育振興寄附金30万円は、市内の事業者より30万円を頂戴したものを受け入れるものでございます。資料19ページになります。22款市債になりますけれども、こちらは長岡保育園解体事業、長岡北小学校下水道接続事業を含めた8つの事業完了に伴い、差額が生じたものについて市債を減額するものです。

続いて歳出です。こちらについては主なもののみ説明をさせていただきますが、資料 20 ページをご覧ください。3 款民生費の保育園等費になります。主には職員の人件費と長岡保育園解体事業の工事完了に伴う差額を不用額として減額するものでございます。

続いて 21 ページです。10 款教育費2目教育委員会事務局運営事業の教育振興基金

積立金30万円は、先ほど市内事業者より寄附金30万円を頂戴いたしましたと説明しましたが、これを積立てるものです。

続いて22ページになります。小学校総務費の小学校施設維持補修事業の下水道接続工事、屋根・外壁改修工事等です。いずれも、事業が完了したことによる不用額の減額です。次の10款教育費3項中学校費になります。こちらも今申しました中学校施設改修工事の契約差額、不用額を減額させていただくものでございます。

なお、中学校職員人件費事業については、見直しによって必要な額を増額してございます。

続いて 23 ページ幼稚園費になります。こちらも幼稚園の職員人件費の見直し分でございます。

次に、10 款教育費 5 項学校給食費です。この4月より、大仁学校給食センター閉鎖に伴いまして、伊豆長岡学校給食センターそして韮山南小学校給食施設の改修工事を行っております。これらの事業、厨房機器購入、また修繕等を含めまして不用額となったものを減額とさせていただくものになります。

そして続いて 24 ページ、10 款教育費 6 項社会教育費になります。生涯学習課人件費事業として人件費の見直し分です。続いて 7 項保健体育費の体育施設維持補修事業といたしまして、長岡温水プールの照明 LED 化を行ったところです。これの工事差額を減額いたします。

続いて8項文化財保護費、こちらは文化財課の職員人件費の補正となっております。 そして、25ページになりますけれども、同じく文化財ですが、韮山反射炉歳入で申 しました入場料の減額による財源振替でございます。そして、今回の歴史・文化拠点 施設契約の結果、差額が生じましたのでこれを減額するものです。。

そして、最後になりますが、図書館費といたしまして、図書館のLED化工事によります不用額の減額、そして図書館職員人件費の見直しとなってございます。

第8号補正については以上となります。

■佐藤教育部長

補足説明をさせてください。文化財課所管事業です。今後、韮山城の三の丸から本丸までの遊歩道を整備します。最終的には本丸の最後に上がる階段工事を実施することで入札は済んでおりますが、工事の使う資材それから人工が揃わないことが、今想定されます。ここにつきましては今年度から来年度に繰越をして、工事を継続して行うというところがあります。その繰越をさせていただくということを含めて、ご意見をいただき、ご承認をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

■植松学校教育課長

第8号補正と一部繰り越しの予定ということになります。

■菊池教育長

ただいま説明がございましたけれども、市長に対する意見等、何かございますでしょうか。不明な点は説明をさせていただきます。ここはどうなっているのかとか、何かありましたらお願いいたします。

■菊池教育長

よろしいでしょうか。

それでは次に続いてください。

■植松学校教育課長

続きまして、令和7年度当初予算の説明に移らせていただきます。資料が多くなりますのでよろしくお願いいたします。令和7年度の当初予算、1冊のものとなっておりますけれども、初めに、27ページをご覧ください。こちらが中間素案という形で、7年度の主な事業を取りまとめたものとなっております。

教育部をご覧ください。各課ごとに、主要事業等それぞれ順に説明をさせていただきますのでご了承ください。

■植松学校教育課長

学校教育課から説明します。2番、放課後児童クラブ指定管理委託料です。これに つきましては民間委託の準備が整いまして、債務負担を含めてお諮りをさせていただ いたものになります。この4月より、放課後児童クラブを民間事業者に運営をいたさ せます。指定管理制度導入でスタートする令和7年度分の予算となってございます。

続いて3番、コミュニティスクール運営事業です。これまでは試行という形で小規模校である長岡北小、韮山南小、大仁北小で学校運営協議会を運営しておりましたけれども、市内の残り全ての小・中学校に設置するために掛かる、委員の費用弁償等となります。

続いて、4番の部活動地域展開事業ですが、「部活動のあり方検討委員会」を開催するにあたる委員報償等となってございます。

続いて、小学校通級指導教室運営事業です。通級指導の需要の高まり等を含め、今回より指導員が各校を巡回するサテライト方式というかたちで進めてまいります。

続いて6番、教育ICT利活用事業ではGIGAスクール構想として1人1台端末、そして電子黒板を導入しておりましたが、ここで5年が経つことを見越して、県下一斉の導入開始に掛かる準備予算となっています。

続いて、小学校水泳授業外部委託モデル事業です。こちらですが昨年夏も酷暑で皆様ご体験されたとおりですが、学校プールを利用してのプール授業が、なかなか困難になってきております。それを含めまして、長岡南小学校と長岡北小学校の水泳事業を、市役所の西側にあります「プールさんゆう」でやってみることに取り組もうとしています。1ヶ年取り組んでいる間に、今後の学校プール自体の存続についてのあり方も、この教育委員会含め、検討を進めさせていただきたいと考えております。

続いて8番、伊豆長岡学校給食センター給食調理事業です。先ほども申しました大仁学校給食センター廃止に伴いまして、調理数増になるため長岡給食センターと9番 韮山南小学校給食施設改修等を予定しております。

続いて10番ですが、学校給食の賄材料費物価高騰対策分です。今年度も家庭からいただいている給食費に加え、市費単費で6%分を物価高騰分として食材料を買い入れるお金に充ててございますが、7年度についてはこれを8%に引き上げさせていただいております。

これに加えまして、お手元の資料の 72 ページからの予算案をご覧ください。抜粋して説明します。

3 幼保小中グローバル教育事業です。今年度も継続しております幼稚園、保育園、小中学校への ALT 導入予算を同様に計上させていただいております。加えて、小中学校の児童生徒に英語検定受験費用の半分を補助する費用を、この幼保小中グローバル教育事業に入れさせていただいております。

続いて73ページ、6学習・生活支援事業といたしまして、学習・生活支援員を各学校に配置しております。現在25人ですね、前年に対しまして1人増加をさせていただいて、次年度26人を予定しております。そして、特別支援学級支援員配置事業として、現在13人を特別支援学級に支援員を配置しておりますが、7年度につきましては3人増加を予定しております。ですので、通常学級支援と合わせて都合4人の支援員増加を予定しております。

続いて、74ページをご覧ください。14 スクールソーシャルワーカー活用事業です。 いわゆる不登校や家庭に問題を抱えている児童生徒に対する支援として、家庭訪問等 をしていただいているスクールソーシャルワーカーの活用ですけれども、多様な問題 が増加しているということをあわせて、1人増としております。現在の3人体制から 4人体制にすることで増加する予算を、新たに組ませていただいております。

学校教育課の主な事業は、以上となります。

■植松学校教育課長

続いて、幼児教育課から説明します。

■平井幼児教育課長

幼児教育課平井です。資料27ページで説明させていただきます。

11番、こちら病児保育業務です。新規となっておりますが、今年度、令和6年12月から順天堂大学静岡病院で事業を開始しております。満6か月以上児から10歳未満児が対象となっています。病児保育事業につきましては以前からもありまして、函南町が主体となって三島市と伊豆の国市が負担金を払うというようなかたちで執り行っておりました。市内には病児保育をする施設がなかったのですけれども、順天堂病院から新たに病児保育事業をしたいという申し出がありまして、いろいろと協定を委託業務というかたちで契約を結んだ上で、市内で始めさせていただくということになりました。

続いて12番、先ほど学校教育課から給食賄い材料費を6%から8%に上げるという 説明がありましたが、給食費の保護者負担の増加の抑制のため、私立保育園等の賄い 材料費に対しても物価高騰対策分として補助金を支払うことを昨年と同様実施いたし ます。

続きまして、13番の保育園・こども園給食賄い材料費に、物価高騰対策分として同じく8%に引き上げ、市費に計上し、給食費の保護者負担の増加抑制に努めることとなっております。幼児教育は以上です。

■菊池教育長

それでは、学校教育課と幼児教育課から予算案についての説明がありましたけれど も、何かご意見あるでしょうか。

■前田委員

病児保育業務に関してなのですけれど、予算額は、年間で大体これぐらい利用者数があるであろうという計算になるのでしょうか。

■平井幼児教育課長

そうですね。国の要綱では、大体 50 人刻みぐらいで、国からの補助金額が決まって おりまして、200 人から 300 人ぐらいの利用があるという見込みでおります。

■前田委員

この病児保育を利用できる基準というか、健康状態はあるのですか。

■平井幼児教育課長

基本的には感染症等、例えばインフルエンザとかに罹って、一時的に登園ができな

いような子らを抱えた就労している保護者ですので、その場合はここに預けてお仕事に行ける形になっております。

ただし、感染症の中でもかなり強い感染力がある方については、医師の判断で受け 入れをご遠慮願うということもあると聞いております。

■前田委員

基本は感染症にかかった子が利用できるということですね。

■平井幼児教育課長

はい。そうです。

■前田委員

風邪とかではどうでしょうか。

■平井幼児教育課長

登園できないほどの例えば高熱が出ているとかということであれば受け入れはできるかと思います。アデノウイルスとか溶連菌感染といったお子さんにつきましても当然受け入れはいたします。

■菊池教育長

よろしいでしょうか。

それでは次に教育施設整備課から説明をお願いいたします。

■教育施設整備課長

教育施設整備課の室野です。よろしくお願いします。

改めて 27 ページ、14 番から説明させていただきます。小学校校舎耐力度調査です。 こちらは長岡南小学校、韮山小学校、大仁小学校のいわゆる大規模校 3 校の耐力度調査を実施したいと考えています。 3 校とも昭和 40 年代の建築物で、築 50 年を超えていますので、現状の耐力度を調査して今後の施設整備の計画を明確にしていくために実施するものとなります。

続きまして 15 番、小学校屋外トイレ洋式化工事は長岡南小学校、長岡北小学校、大 仁北小学校の 3 校についてトイレの洋式化工事を実施します。

次のページに参ります。

16番、小学校体育館電気設備改修工事です。こちらは昨年12月の補正予算にて、各学校の体育館に移動式スポットエアコンを導入することとなりました。本工事につきましては、その電源確保のための改修工事でございます。

続きまして17番、小学校校舎照明LED化工事です。市内6小学校の校舎照明をLED化するものでございます。なお体育館の照明につきましては既に実施済みで、この工

事をもって小学校の照明は全て LED 化完了ということになります。

続きまして 18 番、中学校体育館電気設備改修工事です。先ほどご説明させていただいた移動式エアコンの、中学校体育館における電源確保のための改修工事となります。

19番、韮山中学校大規模改修事業です。今年度、韮山中学校は南校舎を外壁の全面 改修を行っておりまして、これに引き続き、北校舎と南校舎と繋ぐ渡り廊下部分の外壁改修工事を令和7年度に実施したいと考えております。

20番です。中学校校舎照明 LED 化工事、こちらは市内 3 中学校の校舎照明を LED 化するものでございます。先ほどの小学校と同様、体育館の照明については既に実施済みで、この工事をもって中学校の照明 LED 化も全て完了ということになります。

最後に21番、大仁学校給食センターの解体工事です。今年度、長岡給食センターの 改修を行っており、供給能力をアップしました。これによって、市内の幼稚園、小中 学校の給食数が賄えますので、計画通り大仁給食センターを廃止して解体するもので ございます。

その他ここにはございませんけれども、各学校現場から改修の要望を多数受けております。例年どおり、これらの要望についても精査して予算計上を行っておりますので、施設整備につきましては緊急度の高いものを優先的に今後も速やかな対応を行ってまいりたいと考えております。説明につきましては以上でございます。

■菊池教育長

それでは、教育施設整備課から多くの整備計画がなされ、予算要求するということ で話がありましたけれども、これについての質問、またご意見等ございましたらお願 いいたします。

■菊池教育長

よろしいでしょうか。

それでは続きまして生涯学習課からお願いいたします。

■近藤生涯学習課長

生涯学習課近藤です。資料 28 ページ 22 番、地域学校協働活動推進事業です。こちらにつきましては、地域学校協働本部を 3 中学校にも設置するための各校 2 人分の報償費等の予算になります。

次の23番、大仁くぬぎ会館代替施設整備事業です。令和9年3月31日で、貸与年数を迎えるくぬぎ会館の代替施設として、閉園となる田京幼稚園の利活用をするための設計業務委託料を計上しております。こちらについては設備を、幼稚園仕様から、要は大人のトイレに変えるとか、駐車場を確保するとか等の設計を委託で行うものと

なっております。

それから次の24番、中央図書館改修事業です。こちらは、今まで郷土資料館だった場所が令和7年9月で終わりますので、その跡地である2階スペースを活用するための改修工事と、空調設備がかなり老朽化しているということであわせて改修を実施するものとなります。

中間素案以外では、資料119ページをご覧ください。

説明欄、4事業のスポーツ教室実施事業です。こちらにつきましては今までどおり 各種講座体験会を開催し、市民がスポーツに親しむ機会を提供します。自転車体験会 を今年から追加実施する予定です。

続いて、8事業のホストタウン交流事業として、今までモンゴル国柔道アカデミー招待しています。こちらについても継続して行いたいと思います。柔道大会はモンゴル国及び市外の柔道会の子供たちとの交流ということで、6年度は315人の参加がありました。モンゴル国からは10人参加しております。

次に 121 ページをご覧ください。 4 事業の長岡温泉プール維持管理事業です。こちら、指定管理者が伊豆スイムサポートということで決まりました。その年間委託料は令和 6 年度までは 840 万円でやっていたのですが、人件費と物価高騰等で金額が増えて、7 年度から 1110 万円という予算確保になります。

それから、8事業の体育施設維持補修事業として長岡温水プールの5年から6年経過した、ろ過中空糸膜装置の取替工事予算を計上しているところです。以上です。

■菊池教育長

それでは、文化財課の説明をお願いいたします。

■植松学校教育課長

文化財課工藤です。資料 28 ページをご覧ください。25 番は旧上野家住宅茅葺屋根の葺替工事となります。続いて 26 番、史跡案内板設置工事としまして、山木遺跡、多田大塚古墳、伝堀越御所跡の各史跡案内看板を設置させていただくことが文化財課の主な事業となってございます。以上です。

■内田企画課歴史・文化拠点施設整備室長

資料 27 ページにお戻りください。1 番の歴史文化拠点施設整備事業について説明させていただきます。

令和7年度は、7億4547万6千円ということで、先ほど説明させていただきました 令和6年度に契約しております建設工事、建設工事と展示の制作、あと、設計を管理 していただく管理業務といったものを継続費で組んでおります。 それぞれの予算が、建設工事は4億5804万円。展示設計・制作につきましては、1億8018万円、建設施工管理につきましては1254万円となっております。

その他には、大きなところで外構工事として約5千万円の予算を計上させてもらっております。以上になります。

■植松学校教育課長

これまで主な事業について、各課説明をさせていただきました。

これに加え、各種施設等の維持管理経費、経常経費といったような予算。そして各種職員の人件費等を加えて、令和7年度の教育部予算とさせていただいております。

もう一点、29ページに第3表地方債とありますけれども、各種工事等の大型事業に際しまして、市が起債というかたちで借り入れて、償還をしていきます。いわゆる借金のような形ですけれども、11件の債権を起こして事業を行うことを加えて説明させていただきます。予算説明については以上となります。

■菊池教育長

ただいま教育部の予算として、議案として出される内容を説明していただきました けれども、何かご質問ご意見あるでしょうか。

■小池委員

大仁くぬぎ会館の代替施設ですけれど、坂道を登らなくてよくなるのは便利になる と思います。移転することは、周知されているのですか。

■佐藤教育部長

順番としまして、最初に幼稚園の統合について幼稚園の保護者や、地域の方々の理解を得た後でということでした。田京幼稚園の説明、共和幼稚園の説明を昨年の12月に行いまして、保護者からの意見もいろいろ聞きました。

その過程を経て、園統合が令和8年4月からできるということを前提に、改修の設計業務予算を計上させていただくことになりました。

今後、幼稚園の統合関係と、くぬぎ会館の代替施設にするということを、広報紙をはじめとする各種媒体を使って市民にPRをしながら、開館の時期も含めてしっかりと周知をしてまいりたいと考えております。

■菊池教育長

他はどうでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは3月議会に提出される議案、教育費予算についての全体的な説明があった わけですけども、何かまとめてご意見等ございましたら、お願いいたします。

■委員一同

(意見なし)

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。「令和7年伊豆の国市議会3月定例会の提出議案の意見聴取について」は原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

「令和7年伊豆の国市議会3月定例会の提出議案の意見聴取について」は承認された旨を市長へ回答します。

続きまして、日程第5 議案第3号「伊豆の国市学校医(園医)の委嘱について」の 説明をお願いします。

■植松学校教育課長

はい、学校教育課植松です。

議案第3号「伊豆の国市学校医(園医)の委嘱について」説明をさせていただきます。

学校保健安全法の第23条第1項では、学校には学校医を置くと規定され、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第1項では、保育所には嘱託医を置くと規定されております。これにより、市の学校管理規則を定め、学校医、園医を委嘱するものであります。現在、委嘱しております期間は、令和7年3月31日で任期満了となるため、継続または新たに任命するものであります。

資料の3ページをお願いします。11人の医師すべてから再任の意向をいただいております。つきましては、この11人の医師を承認いただきたいと存します。

なお、委嘱の期間につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなります。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第3号「伊豆の国市学校医(園医)の の 委嘱について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第3号「伊豆の国市学校医(園医)の委嘱について」は、承認されました。 続きまして、日程第6 議案第4号「伊豆の国市学校歯科医(園歯科医)の委嘱について」の説明をお願いします。

■植松学校教育課長

学校教育課植松です。

議案第4号「伊豆の国市学校歯科医(園歯科医)の委嘱について」となります。

議案第3号にて上程させていただきました、学校医と同様に、法に基づいて、学校 また園に歯科医を置くものとされております。

資料の $1 \sim 3$ ページに記載の19人の歯科医師より再任の意向を受けており、4ページに一覧として表してございます。

なお、委嘱の期間につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなります。これらの歯科医につきまして、ご承認を頂戴したいとするものです。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第4号「伊豆の国市学校歯科医(園歯科医)の委嘱について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第4号「伊豆の国市学校歯科医(園歯科医)の委嘱について」は、承認されました。

続きまして、日程第7 議案第5号「伊豆の国市学校薬剤師(園薬剤師)の委嘱について」の説明をお願いします。

■植松学校教育課長

学校教育課植松です。

議案第5号「伊豆の国市学校薬剤師(園薬剤師)の委嘱について」となります。

学校保健安全法の第23条第2項では、学校には薬剤師を置くと規定され、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第1項では、保育所には薬剤師を置くと規定

されております。これにより、市の学校管理規則を定め、学校薬剤師及び園薬剤師を 委嘱するものであります。現在、委嘱しております薬剤師の期間は、令和7年3月31 日で任期満了となります。

資料の4ページをお願いします。ここにあります9人の薬剤師より再任の意向を受けており、委嘱に当たり承認をいただきたいとするものです。

なお、委嘱の期間につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなります。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第5号「伊豆の国市学校薬剤師(園薬剤師)の委嘱について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第5号「伊豆の国市学校薬剤師(園薬剤師)の委嘱について」は、承認されました。

これで、本日予定されました付議事項につきましては、すべて終了しました。 ここで、1月定例会を閉会といたします。

令和7年2月 日

署名委員

署名委員